

令和6年度 第2回丹波市総合教育会議 次第

日時 令和7年2月6日(木)午前10時00分
場所 丹波市役所本庁舎2階 中会議室

1 開 会

2 市長あいさつ

3 協議事項

(1) 教育大綱について

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律 抜粋】
第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。
2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

(2) 令和7年度丹波市の教育（実施計画）重点施策について

4 その他

5 閉 会